

議案第 62 号

守谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例

守谷市個人情報保護条例（平成 13 年守谷町条例第 34 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 9 月 1 日 提 出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
62 号	1

## 守谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例

守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるのこととなるものを含む。）をいう。

第2条中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の後に次の2号を加える。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第6条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第6条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聞くものとする。

第8条の見出しを「（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「個人情報を当該」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるとときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき

は、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第12条第2項中「代わって」の次に「当該本人の個人情報（特定個人情報を除く。）に係る」を加え、同条に次の1項を加える。

3 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって当該本人の特定個人情報に係る開示請求をすることができる。

第15条第3項第2号中「又は印字装置」を「、印字装置」に改め、「交付」の次に「又は当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法」を加える。

第21条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第21条の2 実施機関は、訂正請求に対する決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第22条第1項中「自己の個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用停止を請求する権利)

第23条の2 市民は、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第12条第3項、第20条及び第21条の規定は、利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）及びこれに対する決定について準用する。

第24条中「及び目的外利用等の中止請求」を「、目的外利用等の中止請求及び利用停止請求」に改める。

第27条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「個人情報の」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）の」に改め、「、訂正、削除又は目的外利用等の中止」を削り、同条に第2項として次の1項を加える。

2 この条例は、他の法令等の規定により自己に関する個人情報の訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止に関する手続が定められている個人情報については、適用しない。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条の次に1条を加える改正規定 公布の日
- (2) 第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の3に係る部分に限る。）  
番号法の施行の日
- (3) 第21条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日  
(守谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 守谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年守谷町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「守谷市個人情報保護条例」の次に「第6条の2、」を加える。

第7条中「並びに守谷市個人情報保護条例第2条第2号」を「及び守谷市個人情報保護条例第2条第5号」に改める。

## 提案理由（議案第62号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、マイナンバーを含む個人情報の保護に関する規定を定めるため、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、マイナンバーを含む個人情報の利用の制限、提供の制限、開示請求、利用の停止及び提供の停止等を定めることにより、マイナンバーの利用に関し不適切であると思料する場合には、市民が自ら利用停止等を求めることができる権利を定めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

## 守谷市個人情報保護条例新旧対照表

改 正	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 により特定の個人を識別することができるもの（他の 情報と照合することができ、それにより特定の個 人を識別することができることとなるものを含む。） をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の 当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関し て記録された情報に含まれる当該法人その他の団体 の役員に関する情報を除く。）であって、特定の個 人が識別され、又は他の情報と照合することにより 識別され得るものをする。
(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条 第8項に規定する特定個人情報をいう。	(新設)
(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をい う。	(新設)
(4) (略)	(2) (略)
(5) (略)	(3) (略)
(6) (略)	(4) (略)
(7) (略)	(5) (略)
(特定個人情報保護評価)	(新設)

第6条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、第6条第1項第2号に規定する目的の範囲を超えて個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部若しくは実施機関相互において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は個人情報を実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2から4まで (略)

（特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用するこ

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、第6条第1項第2号に規定する目的の範囲を超えて個人情報を当該

実施機関の内部若しくは実施機関相互において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は個人情報を実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2から4まで (略)

(新設)

とができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(開示を請求する権利)

第12条 (略)

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人の権利利益を保護するため市長が特に必要があるとして規則で定める者は、本人の権利利益を保護する目的であることその他必要な事項を明らかにし、本人に代わって当該本人の個人情報（特定個人情報を除く。）に係る開示請求をすることができる。
- 3 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって当該本人の特定個人情報に係る開示請求をすることができる。

(新設)

(開示を請求する権利)

第12条 (略)

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人の権利利益を保護するため市長が特に必要があるとして規則で定める者は、本人の権利利益を保護する目的であることその他必要な事項を明らかにし、本人に代わって\_\_\_\_\_開示請求をすることができる。

(新設)

(開示の実施等)

第15条 (略)

2 (略)

3 個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分により、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) (略)

(2) 電磁的記録 表示装置に表したものの閲覧、印字装置を用いて出力したものの当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは写しの交付又は当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

4 (略)

(情報提供等記録の提出先への通知)

第21条の2 実施機関は、訂正請求に対する決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(削除を請求する権利)

第22条 市民は、自己の個人情報 （特定個人情報を除

(開示の実施等)

第15条 (略)

2 (略)

3 個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分により、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) (略)

(2) 電磁的記録 表示装置に表したものの閲覧又は印字装置を用いて出力したものの当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは写しの交付

4 (略)

(新設)

(削除を請求する権利)

第22条 市民は、自己の個人情報

く。以下この条及び次条において同じ。)について、第7条第1項、第2項及び第3項の規定によらないで当該個人情報の収集をされたと認めるときは、実施機関に対して当該個人情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

2 (略)

(特定個人情報の利用停止を請求する権利)

第23条の2 市民は、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の3の規定に違反して提供されているとき  
当該特定個人情報の提供の停止

について、第7条第1項、第2項及び第3項の規定によらないで当該個人情報の収集をされたと認めるときは、実施機関に対して当該個人情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

2 (略)

(新設)

2 第12条第3項、第20条及び第21条の規定は、  
利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」  
という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）  
及びこれに対する決定について準用する。

（費用負担）

第24条 個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求、  
目的外利用等の中止請求及び利用停止請求（以下「開  
示請求等」という。）に要する費用は、無料とする。  
ただし、個人情報の写しの交付を行う場合の当該写し  
の作成に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（他の制度との調整）

第27条 この条例は、他の法令等の規定により自己に  
関する個人情報（特定個人情報を除く。以下この項に  
おいて同じ。）の開示  
に関する手続が定められている個人情報につい  
ては、適用しない。

2 この条例は、他の法令等の規定により自己に関する  
個人情報の訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用  
停止に関する手續が定められている個人情報につい  
ては、適用しない。

3 (略)

（費用負担）

第24条 個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求及  
び目的外利用等の中止請求  
（以下「開  
示請求等」という。）に要する費用は、無料とする。  
ただし、個人情報の写しの交付を行う場合の当該写し  
の作成に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（他の制度との調整）

第27条 この条例は、他の法令等の規定により自己に  
関する個人情報の  
開示、訂正、削除又は目的外利用等  
の中止に関する手續が定められている個人情報につい  
ては、適用しない。

（新設）

2 (略)

守谷市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（附則第2項関係）

改 正	現 行
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 審査会は、守谷市個人情報保護条例<u>第6条の2</u>、第7条第2項第2号、第7条第3項第8号、第8条第2項第7号及び第9条第2号の規定により、実施機関からそれぞれ意見を求められたときは、調査審議し、答申する。</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第7条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、不服申立人、関係実施機関（守谷市情報公開条例第2条第2号及び<u>守谷市個人情報保護条例第2条第5号</u>に規定する機関をいう。）の職員その他の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 審査会は、守谷市個人情報保護条例_____第7条第2項第2号、第7条第3項第8号、第8条第2項第7号及び第9条第2号の規定により、実施機関からそれぞれ意見を求められたときは、調査審議し、答申する。</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第7条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、不服申立人、関係実施機関（守谷市情報公開条例第2条第2号並びに<u>守谷市個人情報保護条例第2条第2号</u>に規定する機関をいう。）の職員その他の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p>